



佐賀県公報

平成19年
5月30日
(水曜日)
第 12910号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- ◎児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則

(五四・情報・業務改革課)

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

(二九五・地域福祉課) 三

- 佐賀県種畜検査条例に基づく種畜証明書の交付

(二九六・畜産課) 三

- 都市計画事業変更の認可

(二九七・まちづくり推進課) 三

- 道路の供用開始

(二九八・道路課) 四

- 農地保有合理化事業規程の変更承認

(農産課) 四

- 普通肥料の検査結果

(園芸課) 四

- 特殊肥料の検査結果

(まちづくり推進課) 五

- 鳥糞流通業務団地造成事業の工事完了

(農地整備課) 六

- 公印の登録

(総務法制課) 六

- 徵税吏員証・檢稅吏員証の失効

公布された規則のあらまし

- 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則 (規則第五

四号)

- この規則は、児童手当システムにより児童手当の支給の事務を処理することと関し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 予算所掌課長は、児童手当について歳出予算のうち、執行することができ
る限度額を児童手当管理者に指示しなければならないこととした。(第三条
及び第四条関係)

- 児童手当管理者は、児童手当システムにより児童手当の支給額を計算し、
その結果に基づき支出負担行為及び支出命令を行わなければならないことと
した。(第六条及び第七条関係)
- 児童手当の支出は、職員から申出があった預金又は貯金口座に口座振替の
方法により行うこととした。(第八条関係)
- その他所要の事項を定めることとした。
- この規則は、公布の日から施行し、平成十九年六月に支給する児童手当か
ら適用することとした。
- 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則をここに公
布する。

平成十九年五月三十日

○ 規 則

◎佐賀県規則第五十四号
　　佐賀県知事 古川康

　　(趣旨)
　　児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則

第一条 この規則は、児童手当システムにより児童手当の支給事務を処理する
ことと関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同

表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
児童手当	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表第二号に規定する職員に支給する児童手当
児童手当システム	児童手当の計算、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織
児童手当管理者	統括本部情報・業務改革課給務事務効率化センター長
予算所掌課長	佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。）第二条第四号に規定する本庁等の各課の長（警察本部会計課長を除く。）
児童手当所管課長	一 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局（県立病院好生館を除く。）については、経営支援本部職員課長 二 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、教育委員会事務局総務課長 各所属長 財務規則第二条第三号に規定する本庁等の各課、現地機関及び公の施設の長

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

（児童手当に係る歳出予算の執行限度額指示）

第三条 予算所掌課長は、児童手当について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を児童手当管理者に指示しなければならない。

（児童手当に係る歳出予算の流用）

第四条 予算所掌課長は、前条の規定により執行することができる限度額を指示した後、当該歳出予算に係る予算の流用について財務規則第三十二条第一項の規定による決定を受けた場合は、児童手当管理者に執行することができる限度額を新たに指示しなければならない。

（児童手当の基礎事項の異動通知）

第五条 児童手当所管課長及び各所属長は、児童手当支給の基礎となる事項に異動があったときは、速やかに児童手当管理者に通知しなければならない。

第六条 児童手当管理者は、前条の規定による通知に基づき、児童手当システムにより児童手当の支給に必要な計算を行わなければならない。

（児童手当の支出命令等）

第七条 児童手当管理者は、前条の規定による計算結果に基づき、児童手当に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならぬ。

2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表を添えなければならない。

（児童手当の支出手続）

第八条 児童手当の支出は、職員から申出があつた預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

（予算執行状況の通知）

第九条 児童手当管理者は、児童手当の支出事務が完了したときは、別に定める様式の児童手当歳出予算執行状況表により児童手当に係る歳出予算の執行状況を予算所掌課長に通知しなければならない。

（科目等の更正）

第十条 予算所掌課長は、児童手当の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに別に定める様式の科目等更正通知書により児童手当管理者にその内容を通知しなければならない。

2 児童手当管理者は、前項の規定による通知があつたときは、更正命令の手続きを行わなければならない。

（処理の特例）

第十一條 児童手当管理者は、児童手当システムによる児童手当の計算により

難い児童手当の支出又は返納の必要が生じたときは、児童手当の計算を行うとともに、財務規則に規定する例により処理を行わなければならない。

(補則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年六月に支給する児童手当から適用する。

○告示

●佐賀県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、

次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十九年五月三十日

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
しばやま整形外科	鳥栖市京町七一八番地一	平成一九・四・一
リキタケ歯科医院	唐津市町田一丁目一五番地	"

●佐賀県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 施工者の名称

有田町

二 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画下水道事業 有田町公共下水道

三 事業施工期間

平成七年一月二十七日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成七年佐賀県告示第四十七号、平成十一年佐賀県告示第四

佐賀県種畜検査条例（昭和三十四年佐賀県条例第三十三号）第七条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

(豚)

梨木原並びに字岩崎地内において事業地を変更する。

証明書番号	名 号	品 種	生年月日	産 地	飼養者住所・氏名
平一九年 第一号	スター一九三九 チヤンプ 六一	一ファーリード 大ヨーク シャー	平成一六・ 一〇・七	埼玉県 七三一一二	小城市牛津町柿橋瀬 板橋正弘
三					

◎佐賀県知事第11四九十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定による、次の
ふねつ道路の供用を開始する。
この区間を表した図面は、平成十九年五月三十日から平成十九年六月三十日
九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所に於て一般の縦覧に供
する。

平成十九年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 厳木富士線	唐津市厳木町天川字外手三丁九番地先から 唐津市厳木町天川字田下七一六番四地先まで	平成十九・五・三十〇

○ 公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第65号。以下「法」という。)第8
条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した
ので、同条第二項の規定により準用する同法第七条第五項の規定により公告す
る。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

平成18年12月分

肥料取締法(昭和二十五年法律第127号)第30条第七項の規定により、普通肥料
の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

肥料の 種類等	保証 添付 者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析 検査	保証票 検査	その他の 検査		
普通肥料	九州交易株 式会社	茶有機3.5 TN	主成分— TN—保 証成分量 不足	指摘事 項なし			

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
名称 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社
住所 佐賀市城内一丁目1番59号
- 2 変更する農地保有合理化事業規程の名称
社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社農地保有合理化事業規程
- 3 変更する農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業(法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。)

肥料取締法(昭和二十五年法律第127号)第30条第七項の規定に基づき、特殊肥
料検査の結果を次のとおり公表する。

農業生産法人出資育成事業(法第4条第2項第3号に規定する事業をいう。)
4 事業規程の変更内容

(1) 農地売買等事業により農用地等を売り渡し又は貸し付けることができる
者の要件として設定している「基準面積」及び農用地等の売り渡し又は貸
し付けることができる候補者が複数名いる場合の優先者を決定する基準と
して設定している「目標面積」の変更

(2) 農業生産法人出資育成事業の対象となる農業生産法人の様態について
「有限会社」を除くことの変更

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

平成18年12月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果					備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	C/N	水分(%)	
たい肥	双日商業開発株式会社	「環」システム 食品廃棄物リサイクル堆肥	2.75	3.50	1.69	18	4.9	
"	株式会社EKK アグリサイエンス	ネバルくん	0.03	ND<0.01	0.01	34	97.5	
"	パールマッシュユ 有限公司	花吹雪	0.07	ND<0.01	0.10	35	93.7	
"	有限会社執行チ プ工業	葉っぱくん	0.38	0.12	0.34	61	51.5	

注 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、C/N—炭素窒素比、水

分—水分含有量

ND—分析限界値未満

3 分析値は、原則として乾燥処理をしていない現物当たりの数値である。

流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第30条第1項の規定により届出のあった次の流通業務団地造成事業の工事の完了については、施行計画に適合していると認めたので、同条第2項の規定により工事の完了を公告する。

平成19年5月30日

佐賀県知事 古川 康

1 事業名 烏栖流通業務団地造成事業

2 施行者 佐賀県

3 工事が完了した工区

4、716番2から716番6まで、717番1、717番3、718番1、718番3、719番2、719番3、719番6から719番11まで、720番4、720番6及び721番6から721番10まで並びに宇牛相699番4、699番5、700番1から700番4まで、700番9から700番12まで及び701番7から701番10まで、姫方町字百々田686番5、687番3、687番4、688番3、688番4、689番3、689番4、690番2、691番3、691番4、692番1、692番2、693番1、694番1、695番1、695番2、696番3、696番4、697番2及び698番2、字堀田175番3、175番4、176番3、176番4、177番3、177番4、178番4から178番6まで、179番3、180番3、181番5、181番6、182番3、183番6及び183番7、字蓮原3番2、8番2、9番から12番まで、13番1、13番2、14番1、14番4、14番5、15番3、15番4、16番2、17番1から17番3まで、17番5、19番3、23番2、23番3、24番から26番まで、27番2、28番3、28番5、29番3、29番4、30番3、31番1、32番1、33番1、33番3、35番3、36番3、37番2、38番39番、40番1、41番1、42番1、42番4、42番5、46番5、46番2、48番2、49番5及び54番3、字宮ノ前81番3から81番6まで、82番1から82番4まで、82番7、83番4から83番13まで、84番2、84番3、85番2、86番2、87番2及び88番2、字川原田56番1から56番12まで、57番1、58番1から58番7まで、59番1から59番3まで、60番1、61番1から61番14まで、62番1から62番4まで、63番1、64番1、65番、66番、68番1、68番3、69番、70番、71番1、72番1、73番2、74番、75番1、76番1、77番、78番3及び78番4並びに字牟田101番2、102番2、103番2、104番2、105番2、106番2、112番2、114番3、114番4、116番3、117番3、118番1から118番3まで、119番2、119番3、120番から122番まで、123番1、123番2、125番1から125番3ま

